

監査品質のマネジメントに関する年次報告書

自 2024年 7月 1日
至 2025年 6月30日

監査法人日本橋事務所

目 次

(本 編)

I. 監査品質向上に向けた取組及び事務所概要	1
1. 統括代表社員からのメッセージ	1
2. 事務所概要	2
(1) 名称	2
(2) 事務所所在地	2
(3) 沿革	2
(4) 代表者	2
(5) 人員構成	2
① 社員の数	2
② 構成人員の内訳	2
(6) 監査対象会社の属性別の数	3
(7) 上場会社等の主な監査対象会社（上場市場）	3
(8) 提携を行う他の監査事務所等との関係	4
① 提携を行う他の監査事務所等の名称及びその概要	4
② 提携を開始した年月	4
③ 業務上の提携の内容	4
II. 経営管理の状況等	5
1. 監査を支える当法人の6つの基盤	5
(1) 品質管理基盤	5
① 品質管理基準に準拠し監査品質を維持向上していくための方針、体制等	5
② 新規受嘱に関する方針	7
③ 今後体制の強化が必要となると想定される状況変化への対応方針	7
④ 業務の品質の管理を行う専任の部門に従事するための十分な時間の確保	8
⑤ 監査品質の維持向上のための研修機会の提供	8
⑥ 上記項目に関するAQI	9
(2) 組織・ガバナンス基盤	11
① 組織・ガバナンスに対する基本的な方針	11
② 組織図と各機関の役割	12
③ 独立性を有する第三者の知見の活用に関する考え方	14
④ 非監査業務の提供の方針	16
⑤ グローバルネットワークとの関係	16
⑥ 上記項目に関するAQI	16
(3) 人的基盤	17
① 人事に関する方針	17
② 非常勤者の採用方針	18
③ 監査対象企業の規模や特性を踏まえた適切な人材の投入	18
④ 研修に対する方針、体制	18
⑤ IT等の専門知識を持つ人材の確保状況	19
⑥ 学校法人監査等の監査経験年数、専門知識の活用	19
⑦ 1社当たりの時間や人数等の定量的情報を基礎としたリソースの状況（十分性）	19
⑧ 専門要員に占める女性の割合	20
⑨ ITリテラシー（知識や能力）の向上	20
⑩ 兼業、副業に関する方針等	20
⑪ 上記項目に関するAQI	20

（４）ＩＴ基盤	21
① ＩＴデジタル化に対する基本的な方針と現状.....	21
③ 情報セキュリティに関する方針	22
④ 上記項目に関するAQI.....	23
（５）財務基盤	23
① 当法人の財務状況	23
② 報酬依存度	24
（６）国際対応基盤	24
① 国際対応	24
② 海外子会社への対応方針	24
③ 人材交流	24
④ 上記項目に関するAQI.....	24
（７）監査品質の向上に向けた取組の実効性の評価.....	24
２．当法人のガバナンス・コードの適用状況.....	24
（別　紙）「監査法人のガバナンス・コードの適用状況」	
（参考資料）「業務及び財産の状況に関する説明書類」	

監査品質のマネジメントに関する年次報告書

自 2024 年 7 月 1 日 至 2025 年 6 月 30 日

I. 監査品質向上に向けた取組及び事務所概要

1. 統括代表社員からのメッセージ

(基本理念)

当法人では、所員一人一人が会計プロフェッションの社会的使命を自覚し、職業的専門家としての責務を全うすべきとする社会的要請に応えることができるよう、倫理及び価値観に基づく自らのあるべき姿勢を崩すことなく、品質最優先の認識のもとで確固たる目標をもって専門業務に努めており、監査を中心とする保証業務等の提供及び会計プロフェッションとしての行動を通じて、持続可能な社会の実現のため資本市場の活性化に奉仕することを経営の基本理念としています。

独立性を堅持した監査においても、人としてのあるべき姿勢を常に意識しながら監査対象の皆様と接することは安心感を与え信頼を獲得するに必須のものであり、監査品質の一層の向上に資する極めて有効な手段でもありと考えております。専門要員が 70 名弱の当法人であるからこそ専門要員一人一人が監査対象者各位に誠意ある監査姿勢を継続的に示すよう細かく管理していくことが可能であり、その結果として、限られた時間の中で監査対象各位から忌憚ない情報を効率的にご提供いただける環境が整備できるため、一般的にファジーと捉えられ定量的測定が困難と思われがちな監査品質の判断材料を提供することにもなると考えます。これは、当法人と他の大手監査法人等との大きな差別化要因でもあり、この基本方針を基礎にここ数年で専門要員を 100 人規模にまで増強し、一定の規模感を持ちつつも更に緻密に管理した監査が行える体制を構築し、ある程度の規模の監査対象会社の受嘱をも自信をもって進められる基礎として以下の行動規範を当法人の全専門要員に対し随時発信し共有しております。

(行動規準)

- ① 自らが置かれている監査人としての立場や役割、社会的要請を十分に理解し、職業的専門家としての倫理観と独立性を保持しつつ、持続可能な社会の実現に貢献すべく、新たな視点も視野に入れながらより高い監査品質を目指し自発的、積極的、かつ柔軟に行動する。
- ② 品質管理を最優先とするため、遵守すべき最低水準に留まることなく高い期待水準を目指した継続的専門研修に努め、当法人内の対話と連携によって各業務間の優先度合も勘案しつつ、業務の維持・拡充も視野に入れながら組織的、効率的に業務を進める。
- ③ 自己に対しては自尊かつ謙虚でありながらも厳しく、クライアント等の外部者には自らのあるべき姿勢を堅持しつつも品位と礼節を常に保持する。

なお、監査の品質を重視する風土を醸成するための方針と手続は、新たに整備した「監査の品質を重視する風土を醸成するための方針と手続に関するガイドライン」に明記いたしました。

また、上記の基本理念と行動規準については全ての専門要員に対して適時・適切に伝達し、伝達内容の浸透度合いを個別面談で確認し評価しております。

2. 事務所概要

(1) 名称 監査法人日本橋事務所 (法人番号：3010005003903)

(2) 事務所所在地

〒104-8363

東京都中央区京橋一丁目10番7号 K P P 八重洲ビル4階

TEL：03-3274-5041 (代表)

URL：https://www.nihombashi.or.jp

E-mail：info@nihombashi.or.jp

(3) 沿革

当法人は、1952年創業の個人事務所を基軸に1969年、監査法人日本橋事務所として創設されました。設立登記は、1969年8月27日です。爾来、定款第1条に定める監査証明業務に専心してまいりましたが、2007年5月、定款第1条に第2項を新設し、財務に関する調査若しくは立案又は財務に関する相談の業務を監査法人の目的に加え現在に至っております。

(4) 代表者 統括代表社員 小 倉 明
副統括代表社員 千 葉 茂 寛
副統括代表社員 千 保 有 之

(5) 人員構成

① 社員の数

(2025年6月30日現在)

公認会計士	特定社員	合 計
16名	—	16名

② 構成人員の内訳

当法人に所属する公認会計士等の構成人員の内訳は、次のとおりです。

(2025年6月30日現在)

職 位	公認会計士		その他	
	常勤	非常勤	常勤	非常勤
代表社員	3	0	—	—
社員	13	0	—	—
公認会計士	13	13	—	—
公認会計士(IT専門要員)	3	—	—	—
試験合格者	—	—	6	1
アシスタント	—	—	16	0
情報システム担当	—	—	1	0
事務職員	—	—	4	1
合 計	32	13	27	2
上記の内、女性の人数	0	3	13	1
公認会計士の常勤・非常勤構成比率	0.71	0.29		

(6) 監査対象会社の属性別の数

① 当法人が関与している被監査会社等の状況は、次のとおりです。

(2025 年 6 月 30 日現在)

種 別	被監査会社等の数	
	総 数	内大会社等の数
①金融商品取引法・会社法監査	19 社	18 社
②金融商品取引法監査	3	0
③会社法監査	18	1
④学校法人監査	2	0
⑤労働組合監査	0	0
⑥その他の法定監査	4	0
⑦その他の任意監査	8	0
計	54	19

(注) 大会社等とは公認会計士法第 24 条の 2 に規定する会社です。

② 公認会計士法上の大会社等に該当する被監査会社数の内訳は、次のとおりです。

東証プライム会社	9 社
東証スタンダード会社	9 社
非上場会社	1 社
計	19 社

(7) 上場会社等の主な監査対象会社（上場市場）

監査対象の上場会社は以下のとおりです。

(2025 年 6 月 30 日現在)

シチズン時計(株)（プライム）
NOK(株)（プライム）
イーグル工業(株)（プライム）
スターツコーポレーション(株)（プライム）
ニチレキグループ(株)（プライム）
(株)ベルーナ（プライム）
セントラルスポーツ(株)（プライム）
東京都競馬(株)（プライム）
(株)ピククルスホールディングス（プライム）
(株)ナガホリ（スタンダード）
(株)ミクニ（スタンダード）
塩水港精糖(株)（スタンダード）
明豊ファシリティワークス(株)（スタンダード）
(株)UNIVA・Oak ホールディングス（スタンダード）
鉾研工業(株)（スタンダード）
スターツ出版(株)（スタンダード）
セーラー万年筆(株)（スタンダード）
日本アイ・エス・ケイ(株)（スタンダード）

(8) 提携を行う他の監査事務所等との関係

① 提携を行う他の監査事務所等の名称及びその概要

Baker Tilly International

Baker Tilly International は、英国ロンドンに本部を置く、英国大手会計士事務所の Baker Tilly が母体となり組織された国際的会計事務所のネットワークであります。

現在、世界 143 の国と地域に展開しており、数ある会計事務所ネットワークの中において、世界第 10 位の規模を誇っております。

Baker Tilly International は、幅広い業種及びビジネスに精通した各国の会計、税務及びコンサルティングなどの専門家（会計事務所、税理士事務所、コンサルティング会社など）により構成されており、各国のそれぞれ独立したメンバー・ファームの相互協力を通じて、多様化したクライアントのニーズに対し、常に高品質のサービスを提供することを理念としております。また、監査業務のクライアントに対しては、長期的な視野の下、高品質な監査サービスを継続的に提供するとともに、多様なニーズに対して積極的に対応し提案することも基本方針として掲げております。

特に、国際的に事業展開しているクライアントに対しては、国際財務報告基準（IFRS）に準拠した連結財務諸表に対するグループ監査など、世界 143 か国のメンバー・ファームが国境を越え、各国のリソースなどを最大限に活用することにより、高品質の国際的業務サービスが提供できる体制となっております。

② 提携を開始した年月

2014 年 8 月 5 日

③ 業務上の提携の内容

当法人の Baker Tilly International（以下 BTI と記載いたします。）への加盟は、相互の専門的役務提供及び情報交換等を通じて国際的に事業展開するクライアント及び監査業務等の利便性向上を目的としています。加盟関係において支配・被支配は存在せず、加盟する事業体（事務所）は一体性・共通性において緩やかな連携関係にあります。また、当法人は品質管理の方針及び手続として「監査の品質管理規程」を始めとした諸規程及び監査マニュアル、各種ガイダンス等を整備・運用しておりますが、それらの整備に当たっては法令・監査等の基準及び日本公認会計士協会が定めた倫理規則・監査基準報告書等の各種公表物を参考に独自に行っており、BTI からの特段の指示を受けてはおりません。また、当法人は定款及び登記等を含む正式な場において「監査法人日本橋事務所」の名称を使用しており、BTI の呼称が当法人名には影響を与えてはならず、発行する法定監査の監査報告書においても、法令・規則に従い「監査法人日本橋事務所」のみの名称を表記しております。しかし、BTI と当法人は、事業体間の相互の協力を目的として共通のブランド名を掲げた上で高品位の監査を提供しつつ事業規模の拡大を目指すという共通の事業戦略を持っていることから、BTI は当法人にとってのネットワークであり、当法人は BTI のネットワーク・ファームであります。

II. 経営管理の状況等

1. 監査を支える当法人の6つの基盤

(1) 品質管理基盤

① 品質管理基準に準拠し監査品質を維持向上していくための方針、体制等

(方針)

当法人は、品質管理基準に準拠し監査品質を維持向上していくため、品質管理システムを継続的かつ反復的に運用し、当法人の性質及び状況並びに当法人が実施する業務の内容及び状況の変化に応じて運用することを方針としております。また、不正リスクに留意して品質管理に関する適切な方針及び手続を整備し運用することとしております。

(体制等)

当法人は、監査業務における品質を合理的に確保するため、品質管理本部及び本部会議、並びに必要に応じて組成するプロジェクトチームによる管理体制を敷いております。

監査業務における品質を合理的に確保するため、業務の品質の管理を行う部門として、組織上、品質管理本部を設置しており、品質管理本部長が品質管理システムの整備及び運用に関する責任を負っております。品質管理本部は品質管理システムの整備及び運用に関する事項を決定し、その執行及び監視・監督を行い、その下に品質保証部、モニタリング部、審査部を設置し、各部の部長及び部員として社員を配置し業務に当たっております。

このほか、全社員により構成され、品質管理に関する事項を主な対象として協議等を行う本部会議を毎月開催しております。本部会議においては品質管理本部及び監査事業本部の部員がそれぞれの担当業務の執行状況について報告を行い、情報共有を図るとともに、把握した懸案事項、識別した課題等について提議、提案、協議等を行い、当該事項に係る方針及び施策を決定しております。

一方、品質管理システムの目的を達成するための品質目標の設定、品質リスクの識別・評価及び対応については、プロジェクトチームを組成し当該業務に当たっております。

なお、監査品質の維持向上において留意した事項は以下のとおりです。

イ. 被監査会社数及びリスクに応じた体制構築の方針

2025年6月30日現在の監査対象会社等は公認会計士法上の大会社等19社を含め54社であり、大会社等のうちプライム市場上場会社9社、スタンダード市場上場会社9社であり、これらのうちにはグローバルな事業展開を行っている会社も含まれております。これに対し、当法人の社員は16名、公認会計士は29名在職しており、その他の補助者を含めた専門要員68名より監査経験やローテーションルールを勘案した最適配置を勘案し、深度ある業務をできるだけ効率的に行う工夫を行っております。

(イ) 監査業務体制

上場会社18社を中心に、各監査現場を効率的かつ必要十分に管理するため、当法人では監査責任者（業務執行社員）が監査現場に直接出向くことを基本としておりますので、これを有効に活用して被監査会社の事業・経営の状況のみならず、監査上のリスクや監査環境の変化、監査品質の向上等についても被監査会社の経営者、監査役等、内部監査部門及び財務部門等の会社関係者と適時適切に深度あるコミュニケーションを行い、十分な情報収集や意見交換を行っております。現場業務を社員の視線でしっかり行うことが重要であると認識しており、更に日本公認会計士協会から公表された委員会報告等を基礎とした監査業務の実施に関する監査マニュアルや監査手続書に加え、当法人独自の各種ガイドライン等も実務指針として整備し、専門職員がこれに準拠することで、業務執行社員からの監査チームメンバーへのリスクに応じた指示・監督及び査閲が十分に行え、監査調書の記録・保存等も合理的かつ効率的に遂行でき、

結果として監査品質が安定的に保てる体制としております。

また、当法人の専門要員は70名程度であり、全専門要員の顔が直接見られ、監査チーム内に限らず、専門要員間のコミュニケーションが可能な事務所内の執務環境を整えております。その中で日常的に、自由なコミュニケーションにより、専門要員がお互いに会計や監査に関わる知見や経験を共有することが可能となっており、監査品質の向上に寄与しております。

(ロ) グローバル対応

監査対象会社のグローバル化への対応として、当該会社の海外連結子会社に対しては、各社の業務効率を考慮して必ずしもBTI加盟の現地監査人の監査を求めている現状に鑑み、監査基準報告書600の要求事項を満たすため、必要に応じたインストラクションの随時見直しや、面談等でBTIネットワーク外の現地監査人との双方向コミュニケーションの必要十分に留意しております。

ロ. 職業的懐疑心の保持・発揮への啓発

監査計画の策定、その実施、監査証拠の評価、意見形成の各段階において常に職業的懐疑心を保持し発揮するため、「職業的懐疑心の保持及び発揮に関するガイドライン」を整備し、職業的懐疑心の保持及び発揮に係る留意事項を示すとともに、チーム内ディスカッションや事務所内研修により、その啓発に努めております。

ハ. 独立性の遵守

独立性の遵守を合理的に確保するため、全ての専門要員（監査実施者）から、独立性の保持のための方針及び手続の遵守に関する確認書面（毎年7月1日基準）を徴求し、更に上場会社監査を担当する専門要員にあっては期中レビュー毎にも口頭確認の上、独立性保持の状況を記録しております。また、監査業務の主要な担当者（審査担当を含む）に対して倫理規則等で定める一定期間のローテーションを義務付けております。

一方、万一、独立性を阻害する要因を識別した場合には、これを除去するか、又は許容可能な水準にまで軽減するためにセーフガードを適用しますが、監査責任者（業務執行社員）は適切な対応によっても問題を解決できないときには品質管理本部に速やかに報告し検討することとしております。なお、適切であると考えられる場合には、監査契約を解除いたします。

ニ. 業務執行社員による適切な指示、監督及び査閲、審査等

(イ) 業務執行社員による適切な指示、監督

当法人では監査責任者（業務執行社員）を監査現場に直接出向させることを基本としており、監査チームのメンバーが作業の目的を理解し監査業務の概要を把握できる方法や職業的専門家としての基準及び適用される法令等の遵守をOJTにて指導するとともに、適時に監査調書を査閲し必要に応じて追加手続を指示しております。また、監査経験の浅い監査チームメンバーが作成した監査調書を、より経験のあるチームメンバーに査閲させることも適宜行い、監査責任者（業務執行社員）が限られた時間と人的資源の中で有効かつ効率的に監査業務を進める仕組を構築しております。監査チーム内会議で職業的専門家としての懐疑心に留意した監査計画を策定し、監査責任者（業務執行社員）はこれに従って監査チームメンバーの指示・監督を行い、或いは、上記のように、より経験のある監査チームメンバーが率先して指導するよう指示します。

また、監査責任者（業務執行社員）は、監査業務の進捗状況を把握しながら監査チームの個々のメンバーの適性、能力及び経験、十分な作業時間の確保、各自に与えられた指示の理解度、監査計画の進捗状況等について随時検討いたします。重要な会計及び監査上の問題となる可能性が監査の過程で補助者により発見された場合には、これを主査や、より経験のある監査チームのメンバーに報告するように指示し、当該事項の重要性の程度を検討し必要に応じた監査計画の見直しや審査の再受審を行います。

(ロ) 監査調書の査閲

監査チームのメンバーが他の監査チームメンバー作成の監査調書を査閲する場合には、職業的専門家としての基準及び法令等に従って作業を行っているか、重要な事項を詳細に検討しているか、専門的な見解の問合せを適切に実施し、その結論を文書化しているか、監査手続の種類、時期及び範囲を変更する必要があるか、到達した結論は実施した作業によって十分裏付けられているか、また、それが適切に文書化されているか、入手した監査証拠は監査意見を裏付けるものとして十分かつ適切であるか、監査手続の目的は達成されているかに留意しており、査閲に当たっては、当法人が定めた「監査チームへの指揮、監督及び作業の査閲に関するガイドライン」に従っております。

(ハ) 監査業務に係る審査

当法人は、原則として全ての監査業務について監査計画及び監査意見表明に関しては必ず、また、新規の監査契約締結等一定の場合には審査を受けることを義務付けております。審査は審査規程及び審査運用細則を実務の指針として審査担当者が単独で行うレビューパートナー審査を原則とし、非上場会社等の小規模会社（上場会社の主要な連結子会社を除く。）に対しては、複数の審査担当者が会議体で行う合議制（審査会）審査を行っております。監査業務を単独で審査する社員（レビューパートナー）の指名及び変更は経営会議の協議で、合議制審査の担当者は社員総会において、ともに十分な知識、経験、能力を有する社員の中からローテーションルールを考慮の上で選任しております。重要案件については、レビューパートナー制における上級の審査として部長会審査、さらに特別重要案件についてはレビューパートナー制審査及び合議制審査を問わず社員全員で構成される特別審査会で審議することとしております。

なお、電子調書を中心にリモート審査体制を備えており、必要に応じて審査を随時に行える体制としております。

② 新規受嘱に関する方針

新規受嘱案件が生じた場合には、監査リスクの程度に応じ担当可能な専門要員の能力及び人数の十分性を慎重に検討し受嘱の可否を判断しております。これは、当法人の業務規模拡大は財務基盤の安定性を高めますので監査品質の一層の向上にも資すると判断される反面、人的資源の不足が既存のクライアント業務の品質に悪影響を及ぼす懸念もあるからです。したがって、当法人は当面、専門要員 100 人規模へ業容拡大を目指してまいります。なお、新規受嘱に係る実務指針として、「新規監査契約締結に係る手続書」を整備しております。

③ 今後体制の強化が必要となると想定される状況変化への対応方針

イ. AI の活用とデジタルトランスフォーメーション（DX）への取組体制の強化

監査における質的要求がますます高まるとともに、会社が取り扱う情報のビッグデー

タ化により、監査業界の一部では従来のリスクアプローチに基づくサンプルチェックを人的に行う不経済性と不効率性が認識され始めているとも感じられ、公認会計士を中心とした専門要員数の不足傾向と相まって監査業務の魅力を急速に低下させる要因ともなっていると思われます。そこで、これら機械的作業にはAIを活用し、有限の人的資源は見積もり項目を中心に理論的検討に充てるべきであると考えており、既存の監査業務における単なるITの利用に留まることなく、監査業務にAIを取り込む方策を開発し利用していく必要があると考えます。しかし、これを個々の中小監査法人が独自に行うことは時間的にも経済的にも困難が伴うため、日本公認会計士協会をはじめBTIや他の監査法人との情報交換を積極的に進めAIの活用に係る環境整備をしていくことが必要と考えております。近い将来には、AIを有効に活用できるよう体制を強化することを視野に入れ、今後、当法人内に専門部署を設置しITに関連した活動の強化を図る方針です。

ロ. 海外の現地監査人への対応体制の強化

改正監査基準報告書600「グループ監査における特別な考慮事項」では、グループ監査責任者となっている場合は、構成単位の監査人と職業倫理に関する規定の遵守や構成単位の監査人の適正と能力の判断、構成単位の監査人の作業に対するグループ監査人の関与の内容、時期及び範囲の決定について双方向のコミュニケーションを強化する必要があります。この点、当法人が監査対象とする会社の海外連結子会社については、当該各企業の事情を尊重し当法人が属するネットワークであるBTIのネットワーク・ファームを当該海外連結子会社の監査人とすることは強制しておりません。このため、当法人は海外の現地監査人（構成単位の監査人）に対する監査指示書の内容の充実を図るとともに、現地への往査のほか、リモートによる双方向のコミュニケーションの機会を増やすなど、BTIのネットワーク・ファーム以外を構成単位の監査人とした場合でも、確実にかつ効率的に上記の監査基準報告書600の要求事項を満たせるよう、体制を整備しております。

④ 業務の品質の管理を行う専任の部門に従事するための十分な時間の確保

品質管理システムの整備及び運用に関する責任者の適格性は、主として品質管理業務に従事し職責を果たすことが可能かどうかを従来の活動内容や稼働時間実績と今後の活動計画を参考として判断し、社員総会で選任しております。その検討過程では、必要とする能力や経験を定めた「品質管理責任者の経験及び能力に関するガイドライン」に従って判断しております。

現在の当該責任者の品質管理活動時間は、品質管理本部全体の通期活動計画時間合計の40%強を占めており、また、当法人における1人当たり年間平均稼働時間数1,700時間の70%強となっており、当該責任者は品質管理業務の専任とはなってはおりませんが、主に品質管理活動に時間を費やしており、当該業務に従事するための十分な時間は確保できていると判断しております。

⑤ 監査品質の維持向上のための研修機会の提供

当法人は、専門要員（監査実施者）として監査業務を遂行するために必要な能力と適性を高める資質を備えた誠実な人材の採用に努めております。教育・訓練については、「教育・研修プログラム」を整備し、これに従い、新人研修を初めとしてキャリア、経験年数に応じて、職業専門家としての定期的な教育、訓練、研修を実施しております。また、監査の現場においては業務執行社員及び主査により、監査チームメンバーへ具体的かつ詳細な監査実施の手順、方法に関して積極的に指導（OJT）を行っております。

なお、研修に対する方針、体制、実績の詳細は、Ⅱ. 1. (3) 人的基盤をご参照ください。

⑥ 上記項目に関する AQI

イ. 当法人の職位ごとの人員構成

Ⅰ. 2. 事務所概要（5） 人員構成をご参照ください。

ロ. 品質管理業務の人員数（2025 年 6 月 30 日現在）

本部/室	部	部長/室長 (社員)	部員/室員 (社員)	部員 (補助者)	合 計
品質管理本部 (本部長 1 名)	品質保証部	1 名	2 名	2 名	5 名
	審査部	1 名	4 名	2 名	7 名
	モニタリング部	1 名	2 名	5 名	8 名
内部監査室	—	1 名	—	—	1 名
合 計		4 名	8 名	9 名	21 名

ハ. 当法人における監査品質に関する意識調査（専門職員への質問と回答）

当法人が事務所に掲げる品質管理への方針については、直近のアンケート結果より補助者各位の自己意識を含め 8 割以上が肯定的評価をしていると確認しておりますので、この方向性を堅持しつつ品質管理を一増進していく方針です。

当法人内匿名アンケート調査結果（2025 年 6 月 30 日基準）

No.	質 問	肯定的割合 (%)
1	代表社員（統括、副統括）や社員に対する信頼度	89.7
2	高品質な業務提供に対する各自の意識	87.2
3	事務所内の開放的雙方向コミュニケーションの程度	87.2

ニ. 稼働する全専門要員に対する独立性の確認とその結果

	2025 年 6 月期
独立性の遵守状況の確認	全 員
認識された違反件数	0

ホ. モニタリング活動（定期的検証）

当法人の品質管理システムに準拠して監査チームが監査業務を実施したことを確かめるため、完了した監査業務に対して検証を実施しております。当法人のモニタリング部が独立性に抵触しない実施者を選任の上で実施しております。対象業務の選定は循環的に行うこととし、検証のサイクルは通常 3 年を超えない期間、一つの検証サイクルの中で一人の業務執行社員に対して少なくとも一つの監査業務を検証の対象とし、不正リスク対応基準が適用される監査業務については監査業務における不正リスクへの対応状況も含め、過去における品質管理システムの監視結果や監査業務の特質又は複雑性等を考慮の上で選定しております。なお、必要に応じて一部の監査業務に対して監査チームへの事前の通知を行わずに選定及び検証の実施を行う場合もあるとし、当該検証にて発見された不備は事務所内全体研修で共有し、再発防止策として定期的な検証の指摘事項に関するチェックリストを作成しこれを審査対象とし、当法人内の個別業務で共有（横展開）しております。なお、実施手順等に関し、「完了した監査業務の検証の実施規程」を整備しております。

最近実施の定期的検証（完了した監査業務の検証）の概況は以下のとおりです。

実施時期	2023 年中	2024 年中
対象上場会社数	3 社	4 社
全上場会社数	18 社	18 社
カバー率（％）	16.6	22.2
上場平均指摘事項数	1.5	5.0
対象非上場会社数	2 社	0 社
全非上場会社数	36 社	36 社
カバー率（％）	5.5	-
非上場平均指摘事項数	4.5	-
主たる着眼点	①金融庁検査後及び日本公認会計士協会レビュー後の対応状況の確認 ②KAM 記載内容 ③収益認識 ④会計上の見積り	①リスクアプローチに基づく監査 ②会計上の見積り ③不正リスクへの対応 ④収益認識 ⑤監査調書の最終的な整理及び監査調書の管理
評価の結果	重要な不備事項は発見されませんでした。	同 左

へ. 日本公認会計士協会による品質管理レビュー

日本公認会計士協会は、公認会計士の自主規制団体として公認会計士業務の質的水準の維持・向上のための施策として品質管理レビューを実施しています。当法人は、制度開始当初から原則として3年に1度当該レビューを受けてまいりましたが、今までに「極めて重要な」、或いは「重要な」不備があると判定されたことはありません。直近における品質管理レビュー（通常レビュー）の実施状況等は以下のとおりです。

レビュー実施年度等	レビュー報告書の交付年月	レビュー実施結果
2022 年度（通常レビュー）	2023 年 2 月 27 日	重要な不備事項は認められない旨

ト. 非常勤職員の人数

I. 2. 事務所概要（5）人員構成の②をご参照ください。

チ. 社員の業務執行クライアント数

上場会社の筆頭社員を務める時間を十分確保することは品質管理の重要事項であることから、当法人では基本的に1社員に筆頭1社を原則とし、筆頭社員以外の担当業務執行社員の稼働可能時間数等を勘案の上で最大3社の筆頭業務としております。下記のとおり最多で3社の社員がおりますが、筆頭以外の社員との連携を十分に行っております。

対象期間	担当全平均	上場会社平均	上場筆頭平均	上場筆頭最多
2024/7～2025/6	7.62 社	2.93 社	1.18 社	3 社

リ. コンプライアンス確約書提出率

対象期間	提出率 (%)
2024/7～2025/6	100

(2) 組織・ガバナンス基盤

① 組織・ガバナンスに対する基本的な方針

イ. 相互牽制機能の有効性と実効的な経営

当法人には最高意思決定機関として社員総会があり、当法人の運営の基本事項及び業務上の重要事項について審議・決定しております。その下には代表社員 3 名を中心とする経営会議があり、社員総会での決定を踏まえた業務執行に係る決定を行っております。この 2 段階体制をとることで、基本方針や重要事項は総社員 16 名が相互に牽制された環境で協議・決定されるとともに、スピード感をもって行うべき業務執行については、経営会議において、それぞれ得意方面のマネジメント力を発揮し、効率的かつ迅速に決定及び執行することにより実効的な経営を可能としております。なお、経営会議の構成員である社員の選任は、監査業務に係る専門的知識や実務経験、職業倫理感のみならず、法人経営に係る総務、人事、IT、品質管理、研修、国際業務等の知見の程度、自らが当監査法人の社員として経営機能を果たす意識を持っているかという点にも留意しつつ代表社員の推薦に基づき、社員総会決議にて行っております。また、将来的には専門要員 100 人規模を目指し、財政の一層の健全化を図り、比較的大規模の新規受嘱も十分可能となるよう組織的経営を進めて参ります。

ロ. 品質管理者の独立性の確保と監査業務実施者との情報共有

経営会議の下には監査事業本部及び品質管理本部があり、前者の下には監査事業部、人財部、情報システム部及び管理部が、後者の下には品質保証部、審査部及びモニタリング部がそれぞれ設置されており、当法人の人員規模からして品質管理本部員であっても個別監査業務を行う現状を可としつつ、少なくとも両部員の兼務を禁止して一定の独立性を維持し、更に内部監査室を設けて品質管理本部員の行う個別監査業務の監視も行っております。また、各部の担当社員が業務の品質管理事項を中心に執行状況について報告し、監査現場における密接な実務的事項について社員間の積極的意見交換の場として本部会議を毎月開催しております。当該会議で検討し決定された事項については、「部長会及び本部会議の議事録作成に関するガイドライン」に基づき明確に記録し、文書配布や研修会等を通じて全専門職員に浸透させております。

ハ. 経営会議等の実効性についての監督・評価

当法人の組織的な運営における経営機能の実効性を監督・評価し、それを通じて実効性の発揮を支援する機能を確保するために監査委員会を設置しております。監査委員には独立性の観点から経営会議の構成員及び当法人の各部長以外の社員 2 名を選任し、適時かつ適切な情報を提供するとともに、外部機関である「一般社団法人監査支援機構」から派遣される第三者をオブザーバーとして配置し、組織的な運営の実効性に関する評価への関与のほか、経営の実効性向上に資する助言・提言をいただくこととしております。

② 組織図と各機関の役割

イ.組織図

品質管理システムの整備及び運用に関しては、品質管理本部が所管しており、品質管理本部長が品質管理システム責任者となっております。

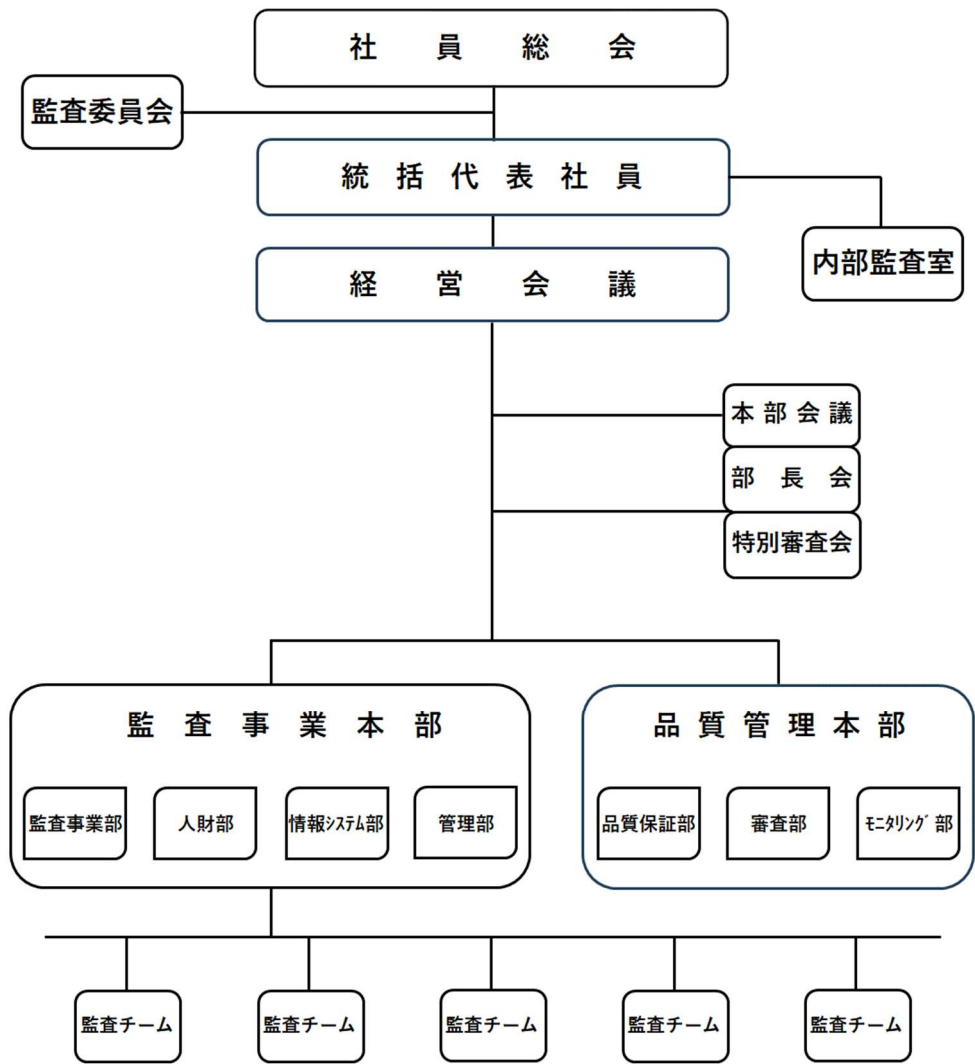
監査業務の執行に関しては、監査事業本部が所管しており、監査チーム編成の前提となる専門要員（監査実施者）の確保及び効率的配置等を中心に監査業務執行の人員体制整備及び運用、人事評価、勤怠管理、給与計算管理等を行い、監査業務の品質を合理的に確保するため、監査契約の新規の締結及び更新に関する意思決定、監査計画の策定、監査業務の実施及び監査業務に係る審査等のそれぞれの過程において品質管理のシステムを適切に運用しております。

統括代表社員は本部会議議長の任に就き、最高責任者として品質管理システムに関する説明責任を含む最終的な責任を負っております。

内部監査室は統括代表社員の下で監査事業本部及び品質管理本部を監視しますが、統括代表社員を含む経営会議は監査委員会に監視されています。

上記のガバナンス（経営管理）体制を以下の組織図で示します。

組織図(2025 年6月 30 日現在)



ロ.各機関の役割

(イ) 社員総会

当法人は、公認会計士法の規定に基づき設立された、無限責任社員により構成される監査法人です。社員は専門的知識、適切な能力と判断力、実務経験及び職業倫理等を兼ね備えた専門職員（公認会計士）の中から代表社員の推薦により社員総会決議により選任されております。最高意思決定機関として社員全員で構成される社員総会を年2回定期（2月、8月）に、また必要に応じて臨時に開催し、法人運営の基本事項及び業務上の重要事項について審議及び決定を行います。

(ロ) 統括代表社員

当法人の最高責任者であり、品質管理システムに関する説明責任を含む最終的な責任者です。また、定期及び臨時に開催される社員総会及び本部会議の議長の任に就きます。

(ハ) 副統括代表社員

2名の副統括代表社員の内、1名には最高責任者から品質管理システムに関する最高責任を割当てられており、品質管理本部長として品質管理規程及び関連諸規程の制定・改廃、審査の管理やモニタリング等の統括を行っております。他の1名は監査事業本部長として監査業務の実施に係る勤怠及びや工数の管理、人事採用活動や評価等を統括しております。これらの活動によって当該2名は統括代表社員を補佐しております。

(ニ) 経営会議

代表社員3名及び社員総会で選任された社員3名で構成され、業務執行に係る基本方針を決定し、これに基づく業務全般にわたる意思決定を行い、監査品質を持続的に向上させる機動的かつ実効的な組織運営を行います。

(ホ) 本部会議

本部会議は全社員により構成され、品質管理に関する事項を主対象とし、品質管理本部及び監査事業本部の業務執行状況について報告を行い、情報共有を図るとともに把握した懸案事項、発生した問題点及び課題等について提議・提案、審議し、当該事項の対応に係る方針及び施策を決定します。

(ヘ) 部長会

部長会は、統括代表社員、本部長及び部長より構成され、品質管理業務に係る実務事項及び特例事項について、必要の都度、その審議、決定及び承認等を行います。

(ト) 特別審査会

特別審査会は、全社員により構成され、特に重要な内容を有する監査業務に関し審査を行います。

(チ) 品質管理本部

品質管理本部は、品質管理システムの整備及び運用に関する事項を決定し、その執行及び監視・監督する権限及び責任を有し、品質保証部、審査部、モニタリング部により組織され、各部の部長及び部員は社員により構成されています。

A 品質保証部

品質保証部は、モニタリング及び審査に関する事項を除く品質管理システムの整備及び運用を行うことを目的としております。

B 審査部

審査部は、監査意見等に係る審査及びこれに関連する業務を行うことを目的としております。

C モニタリング部

モニタリング部は、改善プロセスを含む品質管理システムの整備及び運用に係るモニタリング活動を行うことを目的としております。

(リ) 監査事業本部

監査事業本部は、品質管理システムに準拠した監査業務の実施が可能となるように監査チームの組成、人的及び IT 等の資源の取得、利用、配分など監査業務実施に係る事項を所管し、監査の実施に当たり当法人全体としての監査品質の維持・向上を図るため、これに関する事項を決定し、その執行及び監視・監督する権限及び責任を有しております。監査事業本部は、監査事業部、人財部、情報システム部、管理部により組織され、各部の部長及び部員は社員により構成されています。

A 監査事業部

監査事業部は品質管理システムに準拠した監査を行うため、主として監査チームの実施体制を支援することを目的としております。

B 人財部

人財部は品質管理システムに準拠した監査が可能となるよう人的資源の確保・育成・管理を行うことを目的としております。

C 情報システム部

情報システム部は品質管理システムに準拠した監査を行うために、IT に対し適切に対応することを目的としております。

E 管理部

管理部は適切かつ効率的な事務所運営を行うための事務等を担うことを目的としております。

(ヌ) 監査委員会

当法人の組織的な運営における経営機能の実効性を監督・評価し、それを通じて実効性の発揮を支援する機能を確保するため監査委員会を設置しており、監査委員(2名)は、社員総会において社員の中から選任され、当法人の経営(マネジメント)に直接関与しないこととしております。

また、当法人が組織的な運営を確保し、公益的な役割を果たす観点から、自らが認識する課題等に対応し、独立性を有する第三者の知見を活用するため、外部の「一般社団法人監査支援機構」から派遣された第三者を監査委員会にオブザーバーとして配置しております。

(ル) 内部監査室

当法人の業務管理体制及び運営状況を把握することにより、その実効性を評価し、公正かつ的確な業務遂行に資することを目的として内部監査室を設置しております。

③ 独立性を有する第三者の知見の活用に関する考え方

当法人が上場会社等の監査の担い手として活動するためには、当法人の規模の拡大及び組織運営の複雑化に的確に対応し、監査リスクの把握、経済環境等の分析、監査対象企業との忌憚のない深度ある意見交換ができる環境の整備、専門要員の育成、士気を高めることを主目的とした人事管理と考課制度の推進、監査証拠の入手方法や不正な会計処理に対

応するため AI の活用とデジタルトランスフォーメーション (DX) への積極的な取組 (IT 基盤の強化) などを組織的経営において実現していく必要があります。しかし、自らが行う経営に対し、あるべき方向性を自ら必要十分に判断していくには限界があり、自己評価を客観的に行うことも容易ではありません。このため、独立性を有する第三者に必要な情報を提供して当法人の経営会議等に同席いただき、その知見を活用させていただくことが有効であると判断し、「一般社団法人監査支援機構」に会員として加入いたしました。上記諸項目の実現に向け、同機構から派遣される知見と経験を有する独立した第三者を組織的な運営の改善に向け活用して参ります。

なお、当該第三者には、組織的な運営の実効性に関する評価への関与、経営の実効性向上に資する助言・提言のほか、当法人の各役職者の選任や、人材育成、人事管理・評価及び報酬、内部通報制度等に係る方針の策定等についても関与していただきますが、これらに関して当法人は以下のように定めており、検討過程で必要と判断されれば第三者の意見を伺うこととしております。

イ. 役職者の選任

選任する役職者	協議者	選任権者	第三者の関与
社 員	代表社員	社員総会	経営者の政策的判断が強く影響する事項であり、且つ検討過程で複数の代表社員の相互牽制が機能していることから第三者の関与になじまない事項であると判断しております。
統括代表社員	社員	社員総会	同上
副統括代表社員	社員	社員総会	同上
部 長	代表社員	経営会議	候補者の選任方法等を代表社員から聴取し、必要に応じ第三者が事前に意見を述べる。
合議制審査担当者	代表社員	社員総会	候補者の選任方法等を代表社員及び社員から聴取し必要に応じ第三者が事前に意見を述べる。
レビューパートナー	代表社員	経営会議	候補者の選任方法等を代表社員から聴取し、必要に応じ第三者が事前に意見を述べる。

ロ. 人材の育成

年間研修計画及び研修の効果等につき、品質保証部長から説明を受け、必要に応じて第三者が意見を述べる。

ハ. 人事管理・評価

人財部長から、人事管理の方法及び人事評価について説明を受け、必要に応じて第三者が意見を述べる。

二. 報酬・給与の決定

報酬、給与	原案作成者	決定権者	第三者の関与
代表社員報酬	統括代表社員	代表社員	経営者の政策的判断が強く影響する事項であり、且つ検討過程で複数の代表社員の相互牽制が機能していることから第三者の関与になじまない事項であると判断しております。
社員報酬	統括代表社員	代表社員	同上
専門・事務職員給与	統括代表社員	代表社員	算定方法を統括代表社員から聴取し必要に応じて第三者が事前に意見を述べる。
社員退職金	統括代表社員	社員総会	基本的に算定方法は内規によって明確であり、第三者の関与になじまない事項であると判断しております。
専門・事務職員退職金	統括代表社員	社員総会	同上

ホ. 内部通報等への対応

当法人が関与する監査業務及びその他の業務全般に関する情報を内外から収集するため、当法人内に品質管理に関する意見箱（投函箱）を設置するほか、専用の通報窓口としてホットラインを開設しております。ホットラインの通報窓口は当法人内及び外部の法律事務所の2か所を設けており、情報提供者が通報窓口を選択することとしております。投函箱やホットラインの当法人内の受付は代表社員が行うこととしているため、受付けた代表社員の恣意性が介入しないように、他の代表社員及び部長会（各部長）にその受付状況を毎月報告することにしており、通報者が不利益を被る危険を懸念することがないような仕組みとしております。この検討過程で、配慮すべき特段の事情があれば、これについて第三者として客観的な意見をいただく場合もあると考えております。

④ 非監査業務の提供の方針

当法人の定款第1条第2項に基づく非監査証明業務は、財務に関する調査若しくは立案又は財務に関する相談の業務です。非監査証明業務への関与については、専門家としての専門知識及び経験の蓄積並びに判断力の涵養に資するものと考えていますが、職業倫理の遵守に影響を及ぼさず、かつ高品質な専門業務提供ができる範囲での受嘱に限っており、直近の事業年度における非監査証明業務の受嘱は当法人が監査業務を中心にした運営を行っているため、それに付随したものが主となっております。したがって、その収入規模は全体収入の1割未満です。今後も監査証明業務において高品質な専門業務を提供する方針に変わりはありませんが、監査業務に係る人材に支障のないことに留意しながら専門的技能の養成の意味から非監査証明業務にも積極的に取り組んでいきたいと考えております。

⑤ グローバルネットワークとの関係

I. 2.（8）をご参照ください。

⑥ 上記項目に関するAQI

イ. 社員総会の開催日数

毎決算期に2回開催しており、直近では、2024年8月28日と2025年3月3日に開催しております。

ロ. 本部会議の開催日数

原則として毎月開催しており、2024 年度中は 11 回開催しております。

ハ. 特定社員の人数

当法人には特定社員はおりません。

(3) 人的基盤

① 人事に関する方針

イ. 採用方針、人事制度

現在は 70 名強の総人数ですが、中長期的なビジネスモデルとしては、十分な品質管理を可能とする程度に固定費負担力を備えるとともに、専門要員を 100 名程度にまで増員し、最優先事項としての当法人の品質管理業務に人員を追加配置し、より強固な品質管理システム・人的基盤を構築した上で、事務所拡大を図っていくことを目指しております。

このため、採用方針としては将来の主査・社員候補となり得る常勤職員の採用に注力していくとともに、非常勤職員は補助的な位置付けとしながらも繁忙期には有効に活用し、その適正・能力を評価した上で常勤職員への移行も促しております。

退職率（離職率）

対象期間	退職（離職）率（％）
2024/7～2025/6	15

ロ. 人事評価

専門職員及び事務職員については、「専門職員及び事務職員の人事考課規程」に基づき毎年 6 月末を基準として、公認会計士、試験合格者、アシスタント、その他の職階別に、生産性、会計基準及び監査品質に係る知識、監査業務、勤務態度などに関する 26 の評価項目から構成される評価シートを用いて偏見偏向が無いように原則として複数の社員が評価を行い、職業的懐疑心を適正に発揮できているかの観点に留意した代表社員協議による補正を経て確定し、翌年 1 月以降の給与算定に利用しております。

社員については、「社員の評価規程」に基づき毎年 3 月末を基準として、公認会計士監査制度における使命の自覚や構成員としての行動規範、コンプライアンスに関する理解と意識の高さ等 43 項目からなる評価シートを用いて自己評価を行うとともに、社員相互間及び常勤の公認会計士による評価をマルチに受け、更に品質管理を含む本部活動の状況については統括代表社員による評価を受けて自他で評価したそれぞれの結果を比較しながら、職業的懐疑心を適正に発揮できているかを含めた監査の品質管理に関わる事項のみならず、自らが当法人の社員であるという意識を常に持って業務に当たっているかの観点に留意しつつ代表社員協議による補正を経て確定させ、7 月以降の社員報酬の算定に利用しております。

なお、人事評価の一環として、社員が専門職員と、統括代表社員が専門職員（非常勤を含む。）と、また統括代表社員が社員と、それぞれ個人面談を実施しております。当該個人面談にいては、人事評価に関わる事項に限らず双方向の自由な意見交換を行っております。

監査責任者（業務執行社員）及び監査チームメンバーへの選任に際しては、その責務を果たすのに適切な能力、知識、適性、経験、独立性及び権限並びに業務遂行に十分な時間を確保できる者であることを考慮要件としており、特に専門能力とともに意欲及び

積極性を重要な要素として、この考課結果を判断材料の一つとしております。

② 非常勤者の採用方針

非常勤者とは、事務所に採用された専門職のうち日給制を選択した者を意味しております。採用対象者は常勤者を原則とし、安定的な業務運営を維持する方針ですが、繁忙期にも勤務時間が取り易い非常勤会計士の活用も品質管理に有効であり、繁忙期と閑散期との効率的な人員調整は事務所経営における経済合理性の観点からも重要であるため、非常勤公認会計士の採用活動も随時行っております。但し、採用の可否はその専門的能力等を厳格に評価した上で判断しており、かつ、非常勤会計士の人数は全公認会計士の3割程度に留め、年間稼働日数では一人当たり120日程度を上限として品質管理に支障がないように調整しております。公認会計士の構成割合は、I.2.(5)をご参照ください。

なお、非常勤者に対しても、常勤者と同様の研修を実施し、必要な単位数の管理は常勤者と同様に行っており、人事考課についても、常勤者と同様のシート・項目である「評価基準シート」を用いております。常勤・非常勤を問わず、人事考課の過程では代表社員による個別面談を実施し、統括代表社員からのメッセージが十分に理解され、それに基づき業務がなされているかの確認も行っております。

また、情報セキュリティに関しては、常勤者と同様にPCを貸与し管理を行っております。

③ 監査対象企業の規模や特性を踏まえた適切な人材の投入

人材の投入に当たっては、適切な能力、知識、経験、独立性及び権限並びに業務遂行に十分な時間を確保できることを考慮要件とし、その中でも特に専門能力とともに意欲及び積極性を重要な要素としており、監査対象企業の規模や特性を踏まえた適切な質や量の人材投入ができていますと判断しております。しかし、昨今、監査業務における要求事項は増加の一途をたどっておりますので、今後はAIを含むITツールを一層活用し、機械的な単純手作業は可能な限りITツールに移管し、業務全体の効率化を図っていく必要があると考えております。

なお、監査責任者（業務執行社員）の適材適所の判断基礎となる適性や能力は当法人の「監査責任者等の適性及び能力の確認等に関するガイドライン」に従って評価しております。

④ 研修に対する方針、体制

専門要員が品質へのコミットメントを示し、その役割を果たすための適切な能力を開発し維持するため、「教育・研修プログラム」を定め、教育・研修を行っております。教育・研修は、入所時、入所後から公認会計士登録前、公認会計士登録後から社員就任前、及び社員就任後の各段階において必要とされる能力及び適性を開発し維持することを基本方針としております。

中小法人である当法人においては、監査責任者（業務執行社員）が監査現場に往査する日数が多いため、現場等でのチーム内ミーティング、ディスカッション、監査調書の査閲等を通じ、社員が直接指導を行うことが可能であり、専門要員が研修で習得した知識を前提とした当該OJTの実施が教育・訓練上有効と考えております。

研修は品質保証部が主管しており、CPD制度に準じて公認会計士以外の専門職員に対しても当法人所定の単位の取得を義務付けております。また、品質保証部は専門要員が受講すべきと指定した研修テーマに関しては必須研修とし、受講を義務付けております。

なお、公認会計士（常勤及び非常勤）のCPD（継続的専門能力開発）の履修状況（単位

目標を含む。)については、品質保証部が年複数回確認を行い、十分な単位を取得するよう案内し、最終の履修状況を確認しております。また、試験合格者及びアシスタントについても事務所として年間 40 単位の履修を義務付け、公認会計士同様に履修状況を確認しております。

No.	質 問 事 項	肯定的評価割合 (%)
1	学習目的の達成度	92.3
2	監査業務活動への役立ち度	97.4
3	当法人が選択した研修テーマに係る満足度	92.3
4	研修後グループディスカッションを行うことへの満足度	79.5
5	事務所内研修の年間実施回数への満足度	94.9
	総 合 評 価	91.3

⑤ IT等の専門知識を持つ人材の確保状況

当法人では IT 監査業務を公認会計士の資格を有する公認情報システム監査人 (CISA) 2 名 (非常勤者) が担当しております。また、電子調書システムやクライアント情報の一層の電子化等に十分対応するため、IT インフラの整備や管理を情報システム部に所属する常勤の IT 専門家 1 名が中心となり行っております。今後は IT 専門家を 1 名増員し情報システム部の一層の充実を図る計画です。

⑥ 学校法人監査等の監査経験年数、専門知識の活用

学校法人監査・非営利法人監査については、10 年以上の経験のある公認会計士 3 名が専門的な研修の受講を適宜行いながら監査を行っております。

⑦ 1社当たりの時間や人数等の定量的情報を基礎としたリソースの状況 (十分性)

十分な品質管理を可能とする程度に固定費負担力を備えることに留意しつつも、監査品質を最優先としながら一社当たりの時間や人数等の資源の投入程度を勘案しており、時間数や人数等の定量的情報を基礎としたリソースはほぼ十分であると判断しております。

当法人では可能な限り監査責任者 (業務執行社員) が監査現場に直接出向くことを基本としておりますので、これを有効に活用し被監査会社の経営者、監査役等、内部監査部門及び財務部門をはじめとした会社関係者間において、被監査会社の事業・経営の状況のみならず、監査上のリスクや監査環境の変化、監査品質の向上等についても適時適切に深度あるコミュニケーションを行うことで必要十分な情報収集や意見交換を行っております。

下記に、当法人が業務執行社員の業務時間数を重視した時間配分を行っている状況を、公表されている監査業界平均と当法人の通期監査時間数実績 (平均) の比較で示します。

2025 年 3 月期 (通期監査時間数)

下記④の時間数は、監査実施状況調査 (2023 年度: 日本公認会計士協会) より転載したものです。

金商法 (連結あり) 売上高 100 億円以上 1,000 億円未満の区分

	業務執行社員
④ 監査業界平均	389
④ 当法人平均	807
④ / ④	2.07

⑧ 専門要員に占める女性の割合

I. 2. (5) をご参照ください。

⑨ IT リテラシー（知識や能力）の向上

専門要員の IT リテラシーの向上を図るため、IT 専門家を講師として当法人の全専門要員を対象に IT 関連知識の実務研修を行っております。また、希望者を対象に IT 専門家の育成（助成）も行っております。後記 II. 1. (4) IT 基盤 ②をご参照ください。

⑩ 兼業、副業に関する方針等

兼業、副業については、原則として認めておりません。社員に関しては、他の監査法人の社員となることを禁止し、自己又は第三者のために当法人の業務の範囲に属する業務についても禁止としております。ただし、公認会計士法第 2 条第 2 項の業務（非監査証明業務）である場合において、当該範囲に属する業務を行うことにつき当該社員以外の社員の全員の承認を受けたときに限ってこれを認めております。

また、税理士業務については当該業務が監査業務における税金等に係る実証手続の深度化に寄与し、人材の育成と確保にも繋がると考え、当法人の社員規程で「社員は、当法人の業務とは別に税理士業務を行う場合には、当法人の業務の執行に影響を及ぼしてはならない。」旨を定め、業務へ支障がないことを条件に税理士業務の副業を認めております。

⑪ 上記項目に関する AQI

イ.人材交流（出向・異動）

現在実施しているものではありませんが、今後 BTI ネットワーク内で日本人の海外（現地）駐在員が必要とされた場合等、実務英語経験を積む機会を専門要員に与えることは品質管理の面からも有効であると考えており、当法人の人材の充実度を勘案しながら、現地日本人駐在員の需要動向に係る情報交換を海外 BTI メンバーと適宜行っております。

ロ.ダイバーシティ（女性比率、国籍数）（2025 年 6 月 30 日現在）

近年優秀な女性会計士が増加傾向にありますので、勤務日数を限定し、或いは勤務時間帯を絞る等の労働環境整備により優秀な女性公認会計士を積極的に採用する方針です。当面は、公認会計士及び試験合格者の女性比率を 2 割程度まで上げていこうと考えております。現状の女性人員数は I. 2. (5) をご覧ください。

また、外国人 1 名をアシスタントとして採用しております。

ハ.公認会計士以外の資格保有者数

公認情報システム監査人 2 名

弁護士 1 名

ニ.有休・育休取得率

現状では育児休業に関しては復職率 100%を見込んでおり、男性も育休を取得できている状況です。

	男性	女性
有休取得率	66.32%	74.70%

ホ.中途・新規採用数

当面、専門要員 100 名程度を目指し数年程度の監査経験を有する常勤公認会計士の募集活動を行っておりますが、業界全体の会計士不足感からして公認会計士に限ることなく、公認会計士を目指し勉強中の者を積極的に採用し、当法人内で育成していくことも

長期的には人材の充実に寄与するものと考えております。

2024 年 7 月から 2025 年 6 月まで

	男性	女性
新規採用者数	1 名	－
中途採用者数	5 名	－

(4) IT 基盤

① IT デジタル化に対する基本的な方針と現状

イ. 基本的な方針

被監査会社の取引規模の拡大及び複雑化に対して、当法人は主に人的資源と時間を効率的に活用しながら監査リスクへの対応を行ってまいりました。しかし、この手法では、多くの利害関係者が実務上監査法人に期待する不正発見へのタイムリー且つ広範な対応はなかなか困難であると考えております。また、情報管理手法の急速な発展によってさまざまな情報が電子化されており、複数の監査要員が情報を共有することが容易となった反面、情報漏洩リスクも増大しております。これらの状況を勘案し、今後は情報漏洩対策の徹底を前提とし、監査手続への AI の利用やクライアント等の電子データを積極的に利用することで、証拠力の強い監査証拠を効率的に入手し、これを電子調書として作成・保管・管理し、リモートによる適時・効率的な監査調書の査閲も可能とする等、より深度ある監査に繋げて参ります。

ロ. 現状

電子調書システムについては、複数の中堅監査法人等により設立された ADIC(合同会社監査 D&I コンソーシアム)が開発した AQuA (アクア) を使用しております。AQuA は、セキュリティ対策の整った信頼性の高いクラウド上のプラットフォームで稼働しています。これにより、監査調書の保存・管理、監査手続の進捗管理、監査調書作成・査閲におけるシステム上でのサインの実施、審査実施状況の管理などを行っております。また、インターネット接続環境があれば執務場所を問わず常に最新の監査調書へアクセスできるため、リモートワークとの相性も良く、監査調書の作成、査閲等、効率的に業務を実施しております。なお、監査調書等は全てクラウド上で保管されており、監査調書の最終整理が終わり、アーカイブ(確定保存)を行うと、電子サインの変更、取消、添付した監査調書の変更は一切行えないため、監査の品質管理上、有効な監査調書の管理が可能となっております。

電子調書化については 2025 年 3 月期決算では上場会社及びその主要な連結子会社に電子調書を導入済みであり、2026 年 3 月期決算では金融商品取引法及び会社法適用の全ての会社に対し、電子調書化を完了する予定です。

また、監査補助業務に関連する AI ツール導入の検討を行っております。

② 今後の具体的な計画とその実行のための体制

イ. IT 専門家の育成

IT 専門家の育成と研修を強化し、最新の技術に対応できる体制を構築します。特に専門要員に対して公認情報システム監査人(CISA)資格の取得を推奨し、取得希望者を対象に講習費用の補助を検討しております。

ロ. IT ツールの積極的な活用

監査上のリスク評価を有効に行い、有効かつ効率的な監査業務を行うため、電子データの解析ツール等の利用など、専門要員が積極的に活用できる環境を整備するため、他法人等との情報交換等により利用可能な IT ツールの評価等を行っており、導入を検討しております。また、品質管理の向上の観点から、翌事業年度に人事管理システムの導入を予定しており、これを活用して監査業務における人的資源の適切な配分や人事考課等に活用いたします。

ハ. エンドポイント端末のシンククライアント化

情報セキュリティの強化を目的として、エンドポイント端末（PC）のシンククライアント化を行うための環境整備を行っており、翌事業年度にテスト導入する予定です。

③ 情報セキュリティに関する方針

当法人では、サイバー攻撃の増加及び手口の巧妙化等の環境変化に対応して、組織内部への侵入を想定した対策に取り組んでおります。サイバー攻撃の早期の検知と機動的な対応を行えるような組織やシステム上の仕組みを導入し、速やかな影響の特定と対応の迅速化など被害の最小化を図る対策を講じております。

イ. 情報セキュリティに関連する規程

セキュリティ対策の中核におかれる情報セキュリティポリシーを文書化したものとして、情報セキュリティの指針である「情報セキュリティ基本方針」、それを具体化したものである「情報セキュリティ対策基準」、普段の仕事のなかでどう実現すればよいか示したマニュアルである「情報セキュリティ実施手順」の 3 つを基本規程としております。そのほか重要な規程として「情報資産管理規程」「情報機器取扱規程」「業務利用の PC 及び情報管理に関するガイドライン」「リモートワーク・ガイドライン」等を定めております。

ロ. サイバーセキュリティに対応した組織体制

当法人は、サイバーセキュリティに対し、「インシデント対応の基本方針」「情報セキュリティインシデント対応マニュアル」等を定め対応しております。また、情報セキュリティ管理者を選任し、サーバー及び電子データの管理、セキュリティ対策管理、アクセス権管理、通信管理、情報漏洩管理等を行っております。

ハ. 専門要員に対する情報セキュリティ教育

毎期定期的に情報セキュリティに関する教育研修を実施するとともに、適時にメールの配信等による注意喚起を行っております。

ニ. サイバーセキュリティ演習への参加

サイバーセキュリティへの組織的な対応を実践するため、2021 年 10 月 20 日に金融庁主催の「金融業界横断的なサイバーセキュリティ演習 (Delta Wall VI)」に参加し、情報セキュリティインシデント発生時における初動対応、攻撃内容の調査等の技術的対応、情報連携、業務継続等を確認いたしました。本演習において、情報セキュリティインシデント対応時における当法人内の議論や意思決定過程を検証するとともに、後日受領した評価結果を分析することで、必要な改善策（関連規程の整備を含む）を策定し、金融庁へ報告しております。演習に参加した結果得られた情報を検討し、情報漏洩のリスクの程度、業務継続性（BCP）等を踏まえた情報セキュリティ対策の不備の発見や改善への取り組みに役立てております。

④ 上記項目に関する AQI

イ. 主なテクノロジーへの投資額

(単位：千円)

項 目	月次運用費用	適用
電子調書システム関連費用	1,811	Audics
Microsoft365	350	Microsoft(大塚商会)
デバイス管理費用	122	Lanscope
データ通信料	100	Softbank、au(大塚商会)
合計	2,373	

ロ. 電子監査調書利用率

当法人の最近の電子調書化は以下のとおりです。

会社分類	2026 年 3 月期
A 公認会計士法上の大会社である上場会社等	100%
B 金融商品取引法適用会社 (A を除く。)	100%
C 会社法適用会社 (A を除く)	100%

ハ. IT 専門家数

Ⅱ. 1. (3) 人的基盤の⑤をご参照ください。

ニ. IT 資格保有者数

Ⅱ. 1. (3) 人的基盤の⑪ハ.をご参照ください。

(5) 財務基盤

① 当法人の財務状況

当法人の直近 3 期間の財務状況は下記のとおりです。

当法人の業務収入のほとんどは監査証明業務であり、監査対象会社との信頼関係の維持が高品位で安定的な監査証明業務の提供に繋がり、当法人の財務基盤に安定性をもたらしています。十分な品質管理を可能とする程度に固定費負担力を安定的に維持しつつ、無理のないカーブで業務の拡大を目指すことが、当法人のサステナビリティ基本方針です。

(単位：千円)

	2024 年 3 月期	2024 年 6 月期	2025 年 6 月期
業務収入	742,958	633,772	814,230
内、非監査証明業務額	17,192	1,544	12,704
構成比率	2.3%	0.2%	1.5%
現金及び預金残高	909,568	840,378	783,230
資産合計	1,715,274	1,555,775	1,552,150
純資産合計	799,126	1,029,997	1,018,325
有利子負債合計	—	—	—

(注) 2024 年 5 月 27 日開催の社員総会決議により、当法人の決算期を従来の 3 月末日から 6 月末日に変更いたしました。その結果、2024 年 6 月期は 3 か月決算となっております。

② 報酬依存度

当法人全体の総収入に対する特定の監査業務の依頼人に対する報酬依存度が高い割合を占める場合、当該依頼人からの報酬を失うこと等への懸念は、自己利益という阻害要因の水準に影響を与え、不当なプレッシャーという阻害要因を生じさせる可能性があります。

当法人の監査対象会のうち、最も高い報酬依存度は次のとおりであり、当法人の業務収入が特定の監査対象会社に強く依存している状況ではなく、サステナブルな事務所であると認識しております。

	2025 年 6 月期
最も高い報酬依存度	12.61%

(6) 国際対応基盤

① 国際対応

当法人は、Baker Tilly International（以下 BTI と記載いたします。）へ加盟し、BTI のネットワーク・ファームですが、これは相互の専門的役務提供及び情報交換等を通じて国際的に事業展開するクライアント及び監査業務等の利便性向上を目的としたものです。具体的業務は、海外親会社の在日連結子会社に対する監査証明や内部統制監査業務及びコンサルタント業務並びに企業買収に係るデューデリジェンス業務です。BTI の詳細は、I 2.（8）をご参照ください。

② 海外子会社への対応方針

国際展開している国内の監査対象会社（親会社）の海外関係会社に対しては、各種事情を考慮し現地の監査業務等を BTI のネットワーク・ファーム（以下「ネットワーク・ファーム」といいます。）に依頼することは求めておりません。また、当該親会社又は海外関係会社から、現地で経営上必要な情報等の入手依頼等がある場合には、ネットワーク・ファームと情報を共有し、適時に対応可能な体制を築いております。

③ 人材交流

現状では当法人の人材を海外のネットワーク・ファームへ派遣（出向等）しておりませんが、国内の監査対象会社（親会社）や海外のネットワーク・ファームから日本語対応可能な公認会計士の派遣要請があります。国際的な業務経験は、当法人の人材育成、人的基盤の強化の観点から、将来的には派遣等による人材交流を実施すべきと考えております。

④ 上記項目に関する AQI

専門要員のうち外国人 1 名

中国語、英語及び日本語が堪能であり、海外対応業務に十分貢献しております。

(7) 監査品質の向上に向けた取組の実効性の評価

この報告書に添付し公衆縦覧に供する「業務及び財産の状況に関する説明書類」に、評価結果を記載しております。

2. 当法人のガバナンス・コードの適用状況

当法人のガバナンス・コードの適用状況については、別紙の「監査法人のガバナンス・コード適用状況」をご参照ください。

以 上